

風しん抗体検査及び風しん第5期定期接種を実施される医療機関・健診機関の皆さまへ

▶請求についてのお問い合わせ事項を記載いたしましたので、次月請求時よりご活用ください。

<風しん対策に関する実施機関等からのQ&A>

Q1. 日付は和暦と西暦どちらで記載するのですか。

A1. 既に提出が済んでいるものについては西暦に読み替えて処理いたします。今後は西暦で記載をお願いいたします。

Q2. 風しん対策請求月は実施月の記載でしょうか。

A2. 風しん対策請求は連合会に提出する日の属する月を西暦で記載してください。
(例：令和1年8月に請求する場合は、2019年8月分)

Q3. 請求協力依頼日（毎月10日）請求に、当月5日実施分の受診票の請求は可能でしょうか。

A3. 毎月1日～10日までの請求には、前月末日までに実施した抗体検査／予防接種分の受診票及び予診票を請求してください。

Q4. 5月実施分を6月請求に提出し漏れてしまいましたが、どうすればよいですか。

A4. 翌月の請求に含めてください。なお、市区町村請求書は請求月ごとに1枚の作成となりますので、1枚の請求書の中に複数月分の受診票、予診票を綴ってください。ただし、消費税が変更となった場合は消費税別に請求書を作成することとなりますのでご注意ください。

Q5. 医療機関等番号が10桁ですが、通常7桁を使用しています。どのように10桁とすればよいですか。

A5. 医療機関等番号の先頭2ケタは栃木県番号「09」を、3ケタ目には、医療機関を表す「1」又は健診機関を表す「2」を記載し、続けて7ケタの機関番号をご記載ください。

Q6. 各市町の市区町村番号を教えてください。

A6. クーポン券の請求先に記載されている6桁の番号と同じです。厚生労働省、国保連合会のホームページにも掲載されていますのでご覧ください。

Q7. 本人に連合会提出用のクーポン券を渡してしまい、諸事情により是正が不可能な場合、どのように請求すればよろしいですか。

A7. 検体検査と予防接種（予診のみ）のクーポン券は、連合会提出用を貼付いただくことが原則となりますが、連合会提出用以外も請求を受け付ける場合があります。ただし、予防接種の本人控えのクーポン券は接種済証を兼ねているため、お取り扱いが出来ません（厚生労働省確認事項）。この場合、別途対応が必要となりますので、該当市町にお問い合わせください。また、連合会提出用クーポンの貼付誤りにはご注意下さい。

Q8. 予防接種価格は市町により金額が異なりますが、抗体検査価格も同様でしょうか。

A8. 本対策の風しん抗体検査価格については、全国一律の価格が設定されております。抗体検査受診票裏面付表1の1～6又は、厚生労働省健康局配信の「医療機関・健診機関向け手引き」（本会ホームページに掲載）第2章2-1をご確認ください。

Q9. 市区町村別請求書の①～⑥の区分は、受診票の検査番号塗りつぶしの1～6欄と同じと考えてよろしいでしょうか。

A9. その通りです。①～⑥で金額が変わりますので、記載の際にはご注意ください。
また、抗体検査／予防接種の小計欄と合計欄のご確認をお願いいたします。

Q10. 検査の値は基準を満たしていないが、本人が予防接種を希望している場合はどのような対応をすればよいのでしょうか。

A10. 本対策での予防接種は対象外となります。他の感染予防対策等のご利用については、実施市町にお尋ねください。【栃木県確認事項】

Q11. 副反応について被接種者に対し説明を行うとありますが、何を基に説明を行えばいいのでしょうか。

A11. 使用パンフレット等、特に規定はありません。接種医は、予診票に記載されている質問事項を基に診察等を行い予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、その内容を理解し得るよう適切な説明を行い、同意を得た場合に限り接種が可能となります。厚生労働省ホームページ「風しんの追加対策について」内に掲載の啓発資料リーフレットや、リンクの国立感染研究所ホームページ内の「風しんとは」等をご活用ください。【栃木県確認事項】

<ご注意ください>

▶ 請求総括書・市町別請求書について

請求総括書・市町別請求書の提出がないと市区町村に請求ができませんのでご注意下さい。

▶ 市町別請求書について

受診票／予診票の集計欄の記載誤りにご注意ください。

▶ 抗体検査の抗体価及び判定結果について

抗体検査受診票の**抗体価**から「予防接種の判定結果（いずれかに○）」の記載誤りにご注意ください。（抗体価については厚労省手引き、受診票裏面等に記載）

▶ 予防接種予診票について①

抗体検査受診票の**抗体価**から非対象となる場合は、第5期定期接種の対象となりませんのでご注意ください。（上記Q10）

▶ 予防接種予診票について②

集合契約における風しんの第5期定期接種は、MRワクチンのみを使用することとなっています。単味ワクチン等を使用する場合は請求市区町村にご相談下さい。（厚生労働省手引き）